

令和5年 第2回臨時会

浪江町議会会議録

令和5年 5月16日 開会

令和5年 5月16日 閉会

浪江町議会

令和5年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号 (5月16日)

議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
開会の宣告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
常任委員会委員の選任について	10
議会運営委員会委員の選任について	11
議会報編集特別委員会委員の選任について	12
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
閉会の宣告	30

浪江町告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 5 年 5 月 1 6 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

- (1) 常任委員会委員の選任について
- (2) 議会運営委員会委員の選任について
- (3) 議会報編集特別委員会委員の選任について
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号））
- (5) 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号））
- (6) 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号））
- (7) 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））
- (8) 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号））
- (9) 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））
- (10) 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）
- (11) 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）

- (12) 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について）
- (13) 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第1号）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和5年5月16日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 議会報編集特別委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 7 | 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第 8 | 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）） |
| 日程第 9 | 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 10 | 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 11 | 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 12 | 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について） |
| 日程第 13 | 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 日程第 14 | 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について） |

て)
日程第 1 5 議案第 4 2 号 令和 5 年度浪江町一般会計補正予算 (第 1
号)

出席議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 長 祥 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長	戸 浪 義 勝 君	企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君
住 民 課 長	柴 野 一 志 君	産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君
農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君
建 設 課 長	宮 林 薫 君	市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君
健康保険課長兼浪江診療所事務長兼仮設津島診療所事務長	西 健 一 君	介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君

生涯学習課長兼
浪江町公民館長兼
浪江町図書館長
長岡秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	久君	次長	兼中	係野	長	夕華子君
書	岡本	記	ち	り	君	

-
- 議長（平本佳司君） おはようございます。
令和5年第2回浪江町議会臨時会に先立ち、本年4月1日より新しく課長となりました職員の紹介を山本副町長よりお願いします。
副町長。
- 副町長（山本邦一君） それでは、新任の課長を紹介させていただきます。
まず、町長部局からご紹介いたします。
建設課長、宮林薫。
- 建設課長（宮林 薫君） よろしく申し上げます。
- 副町長（山本邦一君） 市街地整備課長、今野裕仁。
- 市街地整備課長（今野裕仁君） よろしく申し上げます。
- 副町長（山本邦一君） 続きまして教育委員会部局。
教育総務課長、鈴木清水。
- 教育総務課長（鈴木清水君） よろしく申し上げます。
- 副町長（山本邦一君） 生涯学習課長、長岡秀樹。
- 生涯学習課長（長岡秀樹君） よろしく申し上げます。
- 議長（平本佳司君） 5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可いたします。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解ください。
なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。
傍聴される方に申し上げます。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、令和5年第2回浪江町議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、13番、佐々木
勇治君、14番、山崎博文君、15番、紺野榮重君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りに決定いたしました。
-

◎常任委員会委員の選任について

- 議長（平本佳司君） 日程第3、常任委員会委員の選任についてを行
います。
常任委員会委員は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長
が会議に諮って指名することになりますが、指名に当たっては、第
2希望までの希望を取り、休憩中にこれを取りまとめたいと思いま
す。
ご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
これからお配りする用紙に、氏名及び希望する委員会の第1希望、
第2希望欄に丸を記入の上、事務局長へ提出願います。
-

- 議長（平本佳司君） ここで、9時40分まで休議します。
(午前 9時03分)
-

- 議長（平本佳司君） 再開します。
(午前 9時40分)
-

- 議長（平本佳司君） お諮りします。タブレット端末の格納の名簿の
とおり常任委員会委員を指名したいと思います。順不同ですが、ご
了承願いたいと思います。
皆さん見ていますか。大丈夫ですか。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、タブレット端末の格納のとおりを選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

これより、総務常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は第2委員会室、文教厚生常任委員会は第3委員会室において、それぞれ委員長及び副委員長を互選されるようお願い申し上げます。

その際、議会運営委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の推薦についても協議してください。いずれの委員も、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになりますが、指名に当たっては、先例に倣い、各常任委員会から、委員長ほか1名を議会運営委員会委員とし、副委員長ほか1名を議会報編集特別委員会委員として推薦していただきたいと思っております。

○議長（平本佳司君） ここで、10時15分まで休議します。

（午前 9時42分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時15分）

○議長（平本佳司君） ただいま、それぞれの常任委員会において、総務常任委員会委員長に半谷正夫君、副委員長に吉田邦弘君、産業建設常任委員会委員長に渡邊泰彦君、副委員長に武藤晴男君、文教厚生常任委員会委員長に佐々木勇治君、副委員長に紺野豊君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

資料につきましては、本会議終了後にタブレット端末に格納いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（平本佳司君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。議会運営委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦をしていただきました。これに基づき、議会運営委員会には、タブレット端末の格納のとおりでございます。半谷正夫君、佐々木茂君、渡邊泰彦君、紺野榮重君、佐々木勇治君、山崎博文君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました諸君を議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

これより、委員の方は全員協議会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで、10時30分まで休議します。

（午前10時17分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時30分）

○議長（平本佳司君） ただいま、議会運営委員会において、委員長に山崎博文君、副委員長に佐々木茂君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

資料につきましては、本会議終了後にタブレット端末に格納いたします。

◎議会報編集特別委員会委員の選任について

○議長（平本佳司君） 日程第5、議会報編集特別委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。議会報編集特別委員会委員については、さきに各常任委員会で推薦をしていただきました。これに基づき、議会報編集特別委員会委員には、タブレット端末の格納のとおり、武藤晴男君、小澤英之君、紺野豊君、紺野則夫君、吉田邦弘君、松田孝司君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会報編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

これより、委員の方は第1委員会室にお集まりいただき、委員長

及び副委員長を互選していただければと思います。

○議長（平本佳司君） ここで、暫時休議します。
(午前10時32分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午前10時44分)

○議長（平本佳司君） ただいま、議会報編集特別委員会において、委員長に松田孝司君、副委員長に小澤英之君が互選されましたので、報告します。
資料につきましては、本会議終了後にタブレット端末に格納いたします。

○議長（平本佳司君） ここで、議会運営委員会開催のため、暫時休議します。
(午前10時45分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午前11時05分)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町一般会計補正予算（第7号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、令和4年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億5,069万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を310億6,088万4,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、タブレットに格納されてお

ります専決第1号予算書事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

まず、13ページをお開きください。

13ページは、歳入となっております。

まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税1,619万円の増、こちらと、及び14ページをご覧ください。14ページの一番下、款6法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金2,270万1,000円の増につきましては、それぞれ譲与額が確定したことに伴います予算の増でございます。

15ページをご覧ください。

款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金9,141万1,000円の増につきましては、交付額の確定による増となっております。

1つ飛ばしまして、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億2,238万7,000円の増につきましては、こちら特別交付税のほうの交付額が確定したことにより予算を増額しておるものでございます。

16ページをご覧ください。

16ページ一番下、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8,963万7,000円の減につきましては、対象事業費の確定によるものでございまして、主に節1総務課総務費国庫補助金のガンマカメラ測定事業、埋蔵文化財発掘調査事業、地デジ再送信システム復旧事業費等の減及び原油価格高騰対策事業、子育て支援事業等の増によるものでございます。

17ページをご覧ください。

目2民生費国庫補助金2,212万9,000円の減につきましては、主に節6電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金国庫補助金の事業費及び事務費の確定による減でございます。

18ページをご覧ください。

項3委託金、目1総務費委託金1,169万6,000円の減につきましては、節2原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金では、一時立入り通行証発行等の事業費、有害鳥獣等駆除事業費、防犯見守り隊の事業費の減、そして、その下、節3福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金では、高瀬球場の復旧事業、陶芸の杜おおぼり機能回復事業等の減によります予算の減でございます。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金3,245万8,000円の減につきましては、主に節4の災害救助費等県負

担金で、災害弔慰金の支給実績に伴う減額となっております。

19ページをご覧ください。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金2,187万7,000円の減につきましては、主に節 2 福島再生加速化交付金で、育苗施設整備事業の事業費確定に伴う減によるものでございます。

20ページをご覧ください。

目 4 農林水産業費県補助金7,224万円の減につきましては、主に節 1 農業費県補助金で、営農再開支援事業補助金の支給実績額の確定に伴います予算の減額でございます。

22ページをご覧ください。

款18繰入金、項 2 基金繰入金、目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金 4億5,382万1,000円の減につきましては、主に浪江駅周辺事業に係る対象事業費の減による繰入額の減でございます。

目 3 地域福祉基金繰入金5,000万円の減及びその下、目 4 地域復興基金繰入金、同じく5,000万円の減につきましては、こちらは財源調整による減となっております。

目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 4億2,237万6,000円の減につきましては、主に浪江駅周辺整備事業、営農再開支援水利施設等保全事業に係ります対象事業費の減による予算の減でございます。

23ページをご覧ください。

23ページからは歳出のご説明となります。

24ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費 3億4,255万4,000円の増につきましては、こちらは主に節の24積立金で、後年度の復興財源とするため、浪江町復旧・復興基金の積立金を増額するものでございます。

目 7 情報管理費2,723万円の減につきましては、主に節14の工事請負費で、25ページをお開きください。25ページ右上の一番上に地デジ再送信システム復旧工事の事業費の確定に伴います予算の減額となっております。

28ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費2,272万2,000円の減につきましては、主に節18負担金、補助及び交付金で、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金、そして、その下、緊急支援給付金、こちらの支給実績の減に伴います予算の減額でございます。

31ページをお開きください。

項 3 災害救助費、目 4 災害救助救援対策費4,600万円の減につき

ましては、主に節19扶助費で、災害傷害見舞金及び災害弔慰金の支給実績の減によるものとなっております。

続きまして、32ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7除染対策費3,070万3,000円の減につきましては、主に節12の委託料で、特定復興再生拠点区域における宅地等のガンマカメラ測定事業の実績に伴う予算の減となっております。

33ページをご覧ください。

項3上水道費、目1上水道費2,593万1,000円の減につきましては、主に節14工事請負費で、井戸掘削工事の申請を受けていた分につきまして2件分の申請の取消しがあったため、予算額を減額しているものでございます。

34ページをお開きください。

款6農林水産業費、項1農業費、目5営農再開支援事業費7,118万8,000円の減につきましては、35ページをご覧ください。35ページの主に節18負担金、補助及び交付金で、営農再開支援に係ります各種補助金の支給実績に伴う減となっております。

38ページをご覧ください。

款7商工費、項1商工費、目6企業誘致促進費2,808万9,000円の減につきましては、主に節18負担金、補助及び交付金で、企業立地補助金及び雇用促進補助金の支給実績に伴う予算の減額でございます。

39ページをお開きください。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費1,364万3,000円の減につきましては、各委託料の事業実績の事業費の確定に伴う予算額の減となっております。

40ページをご覧ください。

項4都市計画費、目5まちづくり整備事業費7億7,858万1,000円の減につきましては、こちら主に一団地整備事業に係ります委託料をはじめとしました各事業費の確定に伴います予算の減となっております。

42ページをお開きください。

款10教育費、項5社会教育費、目2文化財保護費2,971万4,000円の減につきましては、こちらは節12委託料で、埋蔵文化財発掘調査に係る事業費確定に伴う予算の減額となっております。

43ページをご覧ください。

項6保健体育費、目2体育施設費3,702万2,000円の減につきましては、主に節12委託料で、復興海浜緑地（多目的広場）事業委託料

の事業費確定に伴います予算の減となっております。

款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費1,892万8,000円の減につきましては、こちらにも委託料をはじめとしました各事業費の確定に伴う予算の減額でございます。

44ページは、基金の運用状況となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147万9,000円とするものであります。

詳細については、生涯学習課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、事項別明細によりご説明い

たします。

51ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金40万4,000円の増となります。

続いて、歳出でございますが、52ページをご覧ください。

款1総務費、項1助成費、目1助成費で62万5,000円の減、款3予備費、項1予備費、目1予備費で40万4,000円の増、款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金67万円の増でございます。いずれも事業確定による補正となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ3,982万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億7,055万1,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

59ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金3,908万4,000円の増につきましては、各種県補助金の交付額確定等によるものでございます。

次に、60ページでございます。

歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費4,776万9,000円の増につきましては、療養給付費の実績額の増によるものでございます。

その他、給付実績確定による不用額の減等をしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予

算（第3号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,175万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,751万7,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

69ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1公共下水道受益者負担金21万円の増は、負担金1件分でございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金240万円の減、同じく目2基金繰入金961万6,000円の減につきましては、歳出事業費の確定により繰入金の減額でございます。

70ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費14万円の減、同じく目2下水道建設費204万5,000円の減、同じく目3下水道維持管理費957万1,000円の減につきましては、それぞれの節におきまして事業費の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ931万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,324万7,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算書事項別明細書によりご説明いたします。

77ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金325万円の減、同じく目2基金繰入金606万2,000円の減につきましては、歳出事業費確定による繰入金の減額でございます。

78ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目2農業集落排水建設費300万円の減、同じく目3農業集落排水維持管理費631万2,000円の減につきましては、それぞれの節におきまして事業費の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億3,783万7,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

85ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金677万8,000円の減、目2地域支援事業交付金791万9,000円の増、目7介護保険事業費補助金19万円の増、国庫補助金の交付決定によるものです。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金205万5,000円の増は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

88ページをお開きください。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金5万8,000円の増は、介護給付費準備基金の利子積立額の確定によるものです。

款6 予備費340万円の増は、歳入歳出の調整によるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う浪江町税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、承認第7号資料によりご説明申し上げます。

96ページをご覧ください。

2の主な改正の概要でございます。

改正の内容につきまして、主なものを税目ごとに記載しております。

関連する改正につきましては、一括してご説明いたします。また、改正等に伴う条項ずれ等につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

初めに、個人町民税に関する改正でございます。

第34条の9第2項から、下段に向かいまして6行下の第47条の6第1項及び第2項までにつきましては、森林環境税導入に伴う改正で、個人町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加すること、また、個人の町民税及び県民税に合わせて森林環境税を賦課徴収することなどの徴収方法等の規定を設けるものでございます。

次に、第36条の3の2第2項でございますが、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、記載すべき事項に前年の申告内容等に異動がない場合は、記載すべき事項に代えて、当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができるよう簡素化するものでございます。

次に、附則第8条でございますが、売却価格が100万円未満の肉用牛の売却所得に対する住民税の免除について、現行、令和6年度課税までである適用期限を3年延長するものでございます。

次に、第17条の2第1項、第2項でございますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を令和8年度分の個人町民税まで延長するものでございます。

次のページをご覧ください。

軽自動車税に関する改正でございます。

初めに、第82条第1号でございますが、令和4年4月27日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されたことに伴いまして、軽自動車税の種別割区分において、原動機付自転車3輪以上のものの区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の総排気量0.05リッター以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のものの区分とするものでございます。

続きまして、附則15条の2につきましては、特定期間、こちらは令和元年10月1日から令和3年12月31日まででございますけれども、こちらに取得した対象の軽自動車について非課税とするとしていた

規定、そして附則15条の6につきましても、特定期間を取得した対象の軽自動車について税率を軽減するとしていた規定について、それぞれ適用期間終了に伴い削除するものでございます。

次に、附則15条の2の2第4項、附則16条の2第3項でございますが、こちらは、自動車メーカー等、国土交通大臣に対する認定等の申請をしたものの不正行為を原因として、環境性能割、種別割の納付不足額が生じた場合、当該自動車メーカーから納付不足額を徴収する際の加算割合を100分の10から100分の35へ引き上げるものでございます。

次に、附則第16条については、燃費性能等の優れた軽自動車について、新車で取得された場合、翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減するグリーン化特例について、適用期限を令和7年度取得分まで3年間延長し、特例割合がおおむね25%の営業用乗用車については2年間延長するものでございます。

次に、附則でございますが、今回の改正条例の附則では、まず施行日を規定しております。また、町民税、固定資産税軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

次に、3の施行日でございますが、この改正は令和5年4月1日からが原則的な施行となります。一部の規定は令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日から施行することとなっております。

なお、資料の96ページ、97ページの各改正条の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第13、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴う浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

- 議長（平本佳司君） 住民課長。

- 住民課長（柴野一志君） それでは、承認第8号資料によりご説明申し上げます。

120ページをご覧ください。

初めに、2の主な改正内容でございますが、第2条につきましては、課税限度額の改正となっております。表のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の20万円を22万円とさせていただくものでございます。

次に、23条でございますが、国民健康保険税の負担軽減を図るため、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を資料のとおり引き上げるものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日からの施行となります。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第14、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、収入が減少した被保険者等を減免するため、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

- 議長（平本佳司君） 住民課長。

- 住民課長（柴野一志君） それでは、承認第9号資料によりご説明申し上げます。

131ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨でございますけれども、本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の対象外の明確化及び遡及範囲の拡大のため、3月31日付で専決処分にて改正させていただいたところでございます。

初めに、2の主な改正内容についてご確認ください。

第2条については、減免対象外となるものを明確化するものでございます。

次に、第3条でございますが、減免対象となる保険税の対象となる年度と納期を規定するものでございます。

なお、本資料の中で、第3条の冒頭で保険税とすべきところを保険料としてしまったところが2か所ほどございますので、この場をもって謝罪をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日からの施行となります。この条例による改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例及び新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和3年度国民健康保険税の減免に関する条例については、廃止といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第9号 専決処分承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和4年度の国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第42号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第42号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,397万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を335億3,097万7,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案第42号につきまして事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

138ページをご覧ください。

138ページは、歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5,523万7,000円の増につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担の軽減を図る事業といたしまして、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付する事業の財源となるものでございます。

目2民生費国庫補助金1,270万5,000円の増につきましては、物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うため、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する事業の財源となるものでございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,603万5,000円の増につきましては、財源調整でございます。

139ページをご覧ください。

ここからは歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費8,127万2,000円の増につきましては、先ほど歳入のほうでご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としまして、低所得世帯への臨時給付金を給付する事業に係る経費を計上しております。

続きまして、項2児童福祉費、目6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費1,270万5,000円の増につきましても、先ほど歳入でご説明いたしました新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金を財源といたしまして、子育て世帯への特別給付金を給付する事業に係る経費を計上しております。

いずれの事業につきましても、町民の生活に直結いたします事業ですので、今回、補正予算を計上させていただきまして、早期の給付金の給付を図りたいと考えております。

140ページは、基金の運用状況となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第42号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（平本佳司君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。
これをもって、令和5年第2回浪江町議会臨時会を閉会します。

(午前11時53分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 山 崎 博 文

署名議員 紺 野 榮 重